

3福教学第3604号  
令和4年2月28日

福津市立学校通学区域審議会会長 様

福津市教育委員会

福津市立学校の通学区域の設定について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1. 諮問事項

（仮称）宮司小学校及び（仮称）四角中学校新設に伴う通学区域について

2. 諮問理由

福津市教育委員会では、新設校について、令和9年度の開校を目指し、宮司地区に小学校1校（（仮称）宮司小学校）、四角地区に中学校1校（（仮称）四角中学校）を新たに設置する方針を決定した。このことに伴い通学区域の変更を行う必要があることから、上記の事項について、諮問するもの。

（通学区域案）

別紙のとおり

## (通学区域案)

学校名	校区
(仮称) 宮司小学校	宮司2区、宮司3区、西福間5区
(仮称) 四角中学校	光陽台1区、光陽台2区、光陽台3区、光陽台南区、四角区、日蒔野1区、日蒔野4区、日蒔野5区、両谷区
津屋崎小学校	在自区、須多田区、大石区、生家区、梅津区、末広区、渡区、東町1区、東町2区、天神町区、新成区、岡の2区、岡の3区、新町区、北の1区、北の2区、五反田区、新東区、堅川区、善福区、的岡区、宮司1区、_____、_____、宮司西区、宮司ヶ丘区、星ヶ丘区
福間小学校	南町区、緑町区、本町区、福間松原区、昭和区、西福間1区、_____、古町区、大和1区、大和2区、花見1区、花見2区、花見3区、花見4区
津屋崎中学校	奴山区、桂区、西東区、勝浦浜区、勝浦松原区、塩浜区、在自区、須多田区、大石区、生家区、梅津区、末広区、渡区、東町1区、東町2区、天神町区、新成区、岡の2区、岡の3区、新町区、北の1区、北の2区、五反田区、新東区、堅川区、善福区、的岡区、宮司1区、宮司2区、宮司3区、宮司西区、宮司ヶ丘区、星ヶ丘区、 <u>西福間5区</u>
福間中学校	南町区、緑町区、本町区、福間松原区、昭和区、西福間1区、_____、古町区、大和1区、大和2区、花見1区、花見2区、_____、_____、原町1区、原町2区、原町3区、有弥の里1区、有弥の里2区、花見3区、花見4区、_____、_____、_____、_____、_____、日蒔野2区、日蒔野3区、_____、_____、日蒔野6区